

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 12 月 12 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（休息时间）</u></p> <p><u>第26条の2 休息時間は、能率を維持し、保健と安全のため勤務中に設けられる時間であって、勤務時間に含まれる。</u></p> <p><u>2 休息時間は、勤務場所において適宜休息する時間であって、原則として勤務4時間の中に15分を与えることができる。</u></p> <p><u>3 再任用短時間勤務職員については、第24条第4項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては所属長の定めるところにより15分ずつ2回の休息時間を、6時間に満たない場合にあっては所属長の定めるところにより15分の休息時間を与えることができる。</u></p> <p><u>4 休息時間は、これを与えられなかった場合においても繰り越されない。</u></p> <p>（日直勤務及び宿直勤務）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 日直及び宿直の勤務時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、勤務時間経過後であっても引継ぎが終わるまでは、なお引き続き日直、宿直勤務に従事しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2）宿直 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで（<u>第23条第2項</u>に定める職員にあっては、午後9時から翌日の午前8時30分までの間で、所属長が定める時間）</p> <p>3 [略]</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>（1）～（23） [略]</p> <p>（24）職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間</p> <p>ア [略]</p>	<p>第26条の2 削除</p> <p>（日直勤務及び宿直勤務）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 日直及び宿直の勤務時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、勤務時間経過後であっても引継ぎが終わるまでは、なお引き続き日直、宿直勤務に従事しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2）宿直 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで（<u>第23条第3項</u>に定める職員にあっては、午後9時から翌日の午前8時30分までの間で、所属長が定める時間）</p> <p>3 [略]</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>（1）～（23） [略]</p> <p>（24）職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間</p> <p>ア [略]</p>

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて別に定めるものにおける活動

ウ・エ [略]

(給与)

第38条 職員に対しては、医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）及び医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の定めるところにより、給料及び手当（給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当）を支給する。

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて別に定めるものにおける活動

ウ・エ [略]

(給与)

第38条 職員に対しては、医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）及び医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の定めるところにより、給料及び手当（給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当）を支給する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 医療局企業職員就業規則第 23 条第 1 項に規定する交代制職員のこの規程による改正前の医療局企業職員就業規則第 26 条の 2 に定める休憩時間については、当分の間、なお従前の例による。